

文教福祉常任委員会会議録

令和6年2月27日

寒 川 町 議 会

出席委員 佐藤委員長、橋本副委員長

柳下委員、岸本委員、吉田委員、関口委員、新村委員、山田委員、茂内委員、柳田委員
天利議長

説明者 伊藤学び育成部長、徳江保育幼稚園課長、川部副主幹、中村主査

三橋健康福祉部長、三橋高齢介護課長、青木副主幹、秋庭副主幹、中瀬主査、
北野主任主事

高木保険年金課長、吉野副主幹、早乙女主査

内田教育次長、水越教育施設給食課長、越原主幹、井上主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第16号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
2. 議案第18号 寒川町介護保険条例の一部改正について
3. 議案第19号 寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例の制定について
4. 議案第20号 寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例の制定について
5. 議案第21号 寒川町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の制定について
6. 議案第22号 寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
7. 議案第17号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について
8. 議案第15号 寒川学校給食センター条例の制定について

午前9時00分 開会

【佐藤委員長】 おはようございます。大変寒い日が続いておりますけれど、本日1日よろしく願いたいと思います。ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件は、次第のとおり、付託議案8件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 また、本日の案件の議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号につきましては、関連する議案でありますので、一括議題とし、討論、採決につきましては、個別に行ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第16号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 皆様、おはようございます。これより学び育成部からの付託議案1、議案第16号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審議をお願いいたします。それでは、徳江保育幼稚園課長よりご説明申し上げます。

【佐藤委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第16号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明させていただきます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願い申し上げます。

今回の条例一部改正の内容については2点ございます。1点目は、令和4年6月3日にデジタル臨時行政調査会にて決定されたデジタル原則に照らした規則の一括見直しプランにおいて、書面掲示、目視等を義務づけるアナログ規制について点検・見直しをすることとされ、令和4年12月末の第6回デジタル臨時行政調査会にて公表された工程表では、現行法上フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定については、新たな情報通信技術の導入、活用に伴い円滑に対応できるよう見直しを行うこととされました。また、標識等について書面の掲示等を義務づけている規制については、当該掲示に加えてその内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするよう見直しを行うことといった方針が示されました。見直し方針が示されたことにより、特定教育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正され、町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に所要の措置を講ずるため、一部改正を行うものでございます。

2点目は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことにより、国の基準の特定利用教育の基準の読替規定が追加されたので、町の条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、資料01の5分の3ページの新旧対照表をご覧ください。第23条は、見出しの「掲示」を「掲示等」に改め、「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改めます。

第36条は、特別利用教育の基準を定める条文で、第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加え、読替規定の追加をいたします。

資料01の5分の4から5分の5をご覧ください。第53条は、電磁的記録を定めている条文で、第2項

第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めます。

改正附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

柳田委員。

【柳田委員】 1点お伺いします。23条で、今まで普通に掲示していたのが、今度インターネットを通して公衆の閲覧に供しなければならないに変わるといことなんですけど、今までのものプラス、インターネットでという解釈だと思うんですけど、どこで、ネット上のホームページのことなのか、何か特定のサイトがあるのかどうかをお伺いします。

【佐藤委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 今大体各施設の玄関先に重要事項説明書ということで、保護者がいつでも閲覧することができるように掲示をしているんですけども、そこについては各施設で持っているホームページに掲載をお願いすることになります。あと国に各施設の状況が分かるシステムがありまして、そちらに掲載することでそれに代えることができるという通知も国から出ております。

以上です。

【佐藤委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。ありがとうございます。今まで施設の掲示板であったもののプラス、インターネットの場所が、その施設のホームページと国の共通のシステムがあるんですかね。国の共通のシステムというのは、全国どの自治体も同じものを使っていると、あと施設全部にホームページがあるのかどうか、町内の施設全てにホームページがあるのか、ない場合は国のシステムで掲示するという解釈でよろしいでしょうか。

【佐藤委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 町内9施設あるんですけども、ほとんどのところでホームページを持っているんですが、そこで掲載できない場合とか、ない場合については、国のシステムで代えることができるということになっております。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第18号 寒川町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 おはようございます。議案第18号 寒川町介護保険条例の一部改正について審査をお願いいたします。高齢介護課、三橋課長よりご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、議案第18号 寒川町介護保険条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

タブレット資料02をご覧ください。改正の概要でございますが、介護保険法及び老人福祉法により、3年ごとに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を見直しすることと規定されており、現在は令和5年度までの計画期間であります。第8次高齢者保健福祉計画に基づき事業を進めているところでございますが、令和6年度から8年度までの3年間の第9次高齢者保健福祉計画につきまして、現在介護保険運営協議会においてもご検討いただきながら計画を策定しております。

今回の条例の一部改正につきましては、第9次高齢者保健福祉計画に位置づけのある令和6年度から9年度までの3年間の計画策定に伴う介護保険料基準額の変更により、第1号被保険者の保険料率を改定するものでございます。まず、第9次高齢者保健福祉計画の中で、令和6年度から8年度までの3年間の介護保険給付費等の総額を111億7,634万6,000円と見込み、その保険給付費等に第1号被保険者の法定負担割合の23%を乗じた額に調整交付金や基金の取崩しを加味した額を3年間に必要な保険料の総額として25億9,671万5,000円と見込みました。この保険料の総額を3年間の見込収納率及び被保険者数で除した額が、第1号被保険者1人当たりの年間保険料の基準額として6万2,400円となり、月額にしますと5,200円となります。この基準額につきましては、第6条第5号に定めておりますが、現行と比較して年額で1,200円、月額にしますと100円、率にして1.96%の増額となっております。

それでは、タブレット資料の8分の4ページからの新旧対照表をご覧ください。第6条は、保険料率を定めた規定で、まずこの規定の適用期間を「令和6年度から令和8年度まで」と改め、各号に定めた所得に応じた段階別の保険料を改正いたします。

保険料の段階については、介護保険法施行令で定められており、本年1月の政令改正で標準の段階が現行の9段階から13段階に改められました。町では、現在標準の段階より多い10段階の保険料率ですが、6年度以降は政令に倣い13段階といたします。

では、各号の改正内容ですが、まず、現行の第1号から第5号までの規定で引用している政令の引用条項について、これまで政令の標準9段階のところを10段階としていたことから、政令第39条第1項を引用していますが、改正後は、標準どおりの13段階とすることから、全て政令第38条第1項の引用に改めています。また、現行の第6号から第9号まで、町独自で規定している所得要件に関する規定について、こちらも改正後は政令どおりとなることから、これを削ります。第1号をごらんいただいて、各号の保険料の金額についてですが、第1号では、所得区分の第1段階の保険料を「3万600円」から「2万8,390円」に、第2号では、第2段階の保険料を「4万2,840円」から「4万2,740円」に、第3号では第3段階の保険料を「4万5,900円」から「4万3,050円」に、第4号では、第4段階の保険料を「5万5,080円」から「5万6,160円」に、第5号では、基準額である第5段階の保険料を「6万1,200円」

から「6万2,400円」に、第6号では、第6段階の保険料を「7万380円」から「7万4,880円」に、第7号では、第7段階の保険料を「7万6,500円」から「8万1,120円」に、第8号では、第8段階の保険料を「9万1,800円」から「9万3,600円」に、第9号では、第9段階の保険料を「10万7,100円」から「10万6,080円」に、第10号では、第10段階の保険料を「12万2,400円」から「11万8,560円」に改め、第11号として、第11段階の保険料を「13万1,040円」と、第12号として、第12段階の保険料を「14万3,520円」と、第13号として、第13段階の保険料を「14万9,760円」と定めるものでございます。

第2項から第4項までの改正は、適用期間を改めるとともに、所得区分のうち第1段階から第3段階までに該当する低所得者の保険料についてさらに軽減を図るもので、第2項では、第1段階の保険料「1万8,360円」を「1万7,780円」に改め、第3項及び第4項は、第2項の読替規定ですが、第3項では、第2段階の保険料「3万600円」を「3万260円」に、第4項では、第3段階の保険料「4万2,840円」を「4万2,740円」に改めます。

第8条第3項の改正は、次のページなのですが、先ほどと同様に、介護保険法施行令の引用条項を改めています。

次に、制定附則第11条は、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例規定で、給与所得や年金所得における基礎控除が引き下げられたことを補う特例措置でしたが、5年度までの特例措置でありますので、これを削ります。

最後に、改正附則といたしまして、第1項で施行期日を、第2項で経過措置を規定してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 今回の条例改正ですけど、町ですけど、10段階から13段階に変わるということですけど、この中で1号から3号までは若干下がりますけど、4号から13号までは保険料が増えることになるという説明でした。いずれにしろ全体として見ると、保険料の負担は若干、先ほどの説明では年間で1,200円、月にすると100円ほど負担が増えるということですけど、これに関して保険料を引き上げないような対策というものは考えられなかったのか、お聞きします。

取りあえず以上です。

【佐藤委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 保険料が上がらないようにするために何か試みたかということなのですが、今回準備基金がございまして、それを4億3,000万円ほど崩しまして、そこに入れてあります。介護費用が増え続けている中、持続可能な介護の仕組みを続けるために、国がこの段階を変えてきたんですけど、年間所得の高い方、高齢者に負担していただいて、所得が低い高齢者については、介護保険料の負担額は減っているということにはなっております。

以上でございます。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第19号 寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例の制定について、議案第20号 寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例の制定について、議案第21号 寒川町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の制定について、及び議案第22号 寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを一括議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 引き続きまして、高齢介護課が所管となります議案第19号から議案第22号まで4つの議案について審査をお願いいたします。いずれも介護保険事業の各事業の基準を定める条例でございます。引き続き三橋高齢介護課長からご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、議案第19号、議案第20号、議案第21号及び議案第22号についてご説明申し上げます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

改正の概要でございますが、各議案の条例は、いずれも介護保険法に基づく各事業の基準をサービスごとに町が定める条例でございます。これらの基準は、3年に一度の介護報酬に係る改定に合わせて社会保障審議会介護保険給付費分科会の審議を踏まえた改正が行われており、今回令和6年度の介護報酬の改正がされることに合わせ、関係省令について所要の改正が行われましたので、これに伴い町の関係する4件の条例についても改正する必要性が生じたものです。

関係政令の改正は、多岐に及びまして、これまでの例に倣いますと、町の条例についても3年ごとに多くの改正箇所が生じておりました。今回の省令改正による条例改正を機会に、条例の形を大きく変え、省令の規定に準拠する形式とさせていただいております。

町の介護保険事業においては、国の基準である省令の規定の内容で、特段不都合等の事情はないんですが、現行の条例においても関係省令の規定をそのまま規定しております。

原則として省令で定める基準のうち従うべき基準、標準とすべき基準及び参酌すべき基準、この参酌すべき基準というのが市町村独自の基準となります。これらを基準のとおり規定した上で、そのうち参酌すべき基準のうち一部について町独自の基準を規定してきたところです。現在各事業は、現行の事業に従い適切な運営がされているところです。町独自の基準については、国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、原則省令に定める基準のとおりといたしますが、次のようなことについて町独自の基準を設け規定しております。

まず、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員について、続いて事業者として指定を受けることができる者の資格を定める規定、3番目として、町外事業所の判定基準の特例、4番目として、記録の保存についてというものがございます。先ほど申しましたが、3年ごとの改正箇所は多岐に及び、3年前の条例改正に当たっては関係条例の整理として、4条例を条立てで1つの改正条例としておりましたが、議案の総ページが199ページにも及ぶものとなり、改正作業に要する労力も大きなものとなっていました。先ほどご説明いたしました町独自の基準についても、それが何であるか分かりにくくなっているこ

ともあり、条例改正によってより明確な形でお示しできるような形式となっております。なお、その内容については、特段変更はなく、現行の条例に定めるとおりでございます。これらのことから、条例改正に合わせ省令の規定を準拠する形に変更したものです。

今後3年ごとに必ずしも条例改正の必要はなくなるんですが、制度改正についての必要な情報は議会にも説明させていただきます。

それでは、各議案の説明をさせていただきます。まず、議案第19号 寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例の制定について説明させていただきます。タブレット資料03をご覧ください。既存の条例から大きく変更しておりますので、形式として全部改正となっております。議案の題名も、条例の制定となりまして、新規制定と同様に新旧対照表はございません。

第1条は、趣旨の規定で、介護保険法に基づき指定地域密着型サービス事業者の指定、共生型地域密着型サービス事業者の特例並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めることを規定しています。

第2条は、事業者の指定に関する基準ですが、省令の準拠ではなく、条例に直接規定する必要がある事項を規定しています。第1項は、介護保険法第78条の2第1項において、入所施設の定員数について町条例で定める必要があり、29人以下と定めています。こちらは現行の条例に定めるとおりでございます。第2項は、事業者としての指定を受けることができるものの資格を定めるもので、介護保険法施行規則に基づき法人とするものでございます。併せて本町の暴力団排除条例の基本理念にのっとり、暴力団経営支配法人等でないものとする規定となり、現行の条例に定めるとおりでございます。

第3条は、事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めていますが、この条例に定めるもののほか指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に定めるとおりとするとして、省令に準拠する形にしており、現行の条例に定めるところでございます。

第4条は、町外の事業所を指定する場合の特例ですが、法令には規定がないため、これまでの条例と同様に規定するものです。町外に所在する事業者指定する場合は、当該事業所の所在する市町村が定める人員、設備及び運営に関する基準を適用することができるものとするもので、現行の条例に定めるとおりでございます。

第5条は、事業者における各事業の記録の保存期間について、省令基準では2年間とされておりますが、町の文書保存期間に合わせ省令の規定を上回る5年間とするための規定であります。

最後に附則として、施行期日を令和6年4月1日と規定しております。

続いて、議案第20号 寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例の制定について説明させていただきます。タブレット資料04をご覧ください。第1条は趣旨規定で、介護保険法に基づき指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定、共生型地域密着型介護予防サービス事業者の特例並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めることを規定しています。こちらも現行の条例に定めるとおりでございます。

第2条は、事業者としての指定を受けることができる者の資格を定めるもので、介護保険法施行規則に基づき法人とするものでございます。こちらも現行の条例に定めるとおりでございます。併せて本町

の暴力団排除条例の基本理念にのっとり暴力団経営支配法人等でないものとする規定となり、現行の条例に定めるとおりでございます。

第3条は、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めていますが、この条例に定めるもののほか省令に定める基準のとおりとするとして、省令に準拠する形にしています。こちらも現行の条例に定めるとおりでございます。

第4条は、町外の事業所を指定する場合の特例ですが、法令には規定はないため、これまでの条例と同様に規定するものです。町外に所在する事業所を指定する場合は、当該事業者の所在する市町村が定めるサービスの人員、設備及び運営に関する基準を適用することができるものとするもので、現行の条例に定めるとおりでございます。

第5条は、事業者における各事業の記録の保存期間について、省令基準では2年間とされておりますが、町の文書保存期間に合わせ省令の規定を上回る5年間とするための規定であります。現行の条例に定めるとおりでございます。

最後に附則として、施行期日を令和6年4月1日と規定しております。

続きまして、議案第21号 寒川町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の制定について説明させていただきます。タブレット資料05をご覧ください。第1条は、趣旨規定で、介護保険法に基づき指定介護予防支援事業者の指定、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めることを規定しています。

第2条は、事業者の指定に関する基準ですが、省令の準拠ではなく、条例に直接規定する必要がある事項を規定しております。事業者としての指定を受けることができる者の資格を定めるもので、介護保険法施行規則に基づき法人とするものでございます。併せて本町の暴力団排除条例の基本理念にのっとり暴力団系支配法人等でないものとする規定となり、現行の条例に定めるとおりでございます。

第3条は、事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めていますが、この条例に定めるもののほか、条例に定める基準のとおりとするとして、省令に準拠する形にしております。こちらも現行の条例に定めるとおりでございます。

第4条は、事業者における各事業の記録の保存期間について、省令基準では2年間とされていますが、町の文書保存期間に合わせ省令の規定を上回る5年間とするための規定でございます。こちらも現行の条例に定めてあるとおりでございます。

第5条は、事業者における各事業の記録の保存期間について、省令基準では2年間とされておりますが、町の文書保存期間に合わせ省令の規定を上回る5年間とするための規定であります。

最後に附則として、施行期日を令和6年4月1日と規定しております。

続きまして、議案第22号 寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを説明させていただきます。タブレット資料06をご覧ください。第1条は趣旨規定で、介護保険法に基づき指定居宅介護支援事業者の指定、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等について定めることを規定しております。

第2条は、事業者の指定に関する基準ですが、省令に準拠ではなく、条例に直接規定する必要がある事項を規定しています。事業者としての指定を受けることができる者の資格を定めるもので、介護保険法施行規則に基づき法人とするものでございます。併せて本町の暴力団員排除条例の基本理念にのっとり暴力団員経営支配法人等でないものとする規定となり、現行の条例に定めるとおりでございます。

第3条は、事業の人員及び運営に関する基準について定めておりますが、この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業基準のとおりとするとして、省令に準拠する形にしております。いずれも現行の条例に定めるとおりでございます。

第5条は、事業者における各事業の記録の保存期間について、省令基準では2年間とされておりますが、町の文書保存期間に合わせ省令の規定を上回る5年間とするための規定であります。現行の条例に定めるとおりでございます。なお、条文の説明は以上でございますが、今回の省令改正は、令和6年度の介護報酬改定によるものであります。その中で関係してくるものとして挙げますと、高齢者施設等における感染症対応力の向上ですとか、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入、これは感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の場合は、基本報酬が減算されてしまうというものです。あと小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化、あとは介護職員の処遇改善といったようなものがございます。これらの改正点の一部がこれまでは条例に規定されておりますが、今回町の条例の形を変更し、これらの改正点が直接条例には規定されませんが、省令に準拠し、確実に事業を実施してまいります。また、先ほども申し上げましたが、今後条例改正の機会が減ると思うんですが、議会や町民の皆様へはこれまでどおり制度変更の説明、情報提供を引き続きさせていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 今説明がありましたけど、介護報酬の規定とか、処遇改善というところで、何か処遇改善に対して取り組むことというのがあるのかお聞きします。

【佐藤委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 町として特に取り組むということはないんですが、介護現場で働く方々にとってベースアップに確実につながるように加算率が引上げになるということなので、直接町がというわけではないですけども。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第17号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 引き続きよろしくお願いいたします。付託議案の7件目、議案第17号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についての審査をお願いいたします。説明につきましては保険年金課高木課長よりご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、議案第17号 寒川町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。今回の条例改正は3点となり、国の国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布に伴い国民健康保険料の賦課限度額及び軽減所得判定基準の引上げ、また退職医療制度の廃止が施行されます。そのため国の法改正に合わせ町国民健康保険条例へ同様の措置を講ずるため条例の一部改正を行うものです。

条例の改正点の1点目は、国民健康保険料の賦課限度額の引上げです。保険料は、負担能力や運営確保の観点から限度額が設けてありますが、高齢化の進展による医療費の増加などから後期高齢者支援金等賦課額に関わる賦課限度額の上限を現行の22万円から24万円に2万円引き上げるものです。全体の限度額につきましては、据え置きとなる医療分の65万円と介護分の17万円などを合わせ全体で106万円の上限となります。

2点目の改正点は、国民健康保険料の軽減所得判定の引上げです。低所得者に対する保険料の軽減措置は、所得に応じて7割、5割、2割の軽減がありますが、そのうち5割、2割軽減の対象世帯に関わる所得判定基準を改正するもので、5割軽減は、対象世帯の所得判定基準を現行の29万円を29万5,000円に引き上げ、2割軽減は53万5,000円を54万5,000円に引き上げるものです。

3点目の改正は、退職者医療制度の廃止です。退職者医療制度は、団塊世代の退職者が国民健康保険に大量に加入することで被用者保険との医療費負担の不均衡の財政調整から昭和59年に創出された制度でしたが、平成20年に前期高齢者医療制度の創設から平成26年度までに新たに適用されたものが65歳に達するまでの経過措置を残し廃止されましたが、対象者の減少に伴い経過措置も含め制度が廃止されるものです。

それでは、条例改正の詳細につきまして新旧対照表にてご説明させていただきます。タブレット資料07-1の24ページの6、条例新旧対照表の1ページをご覧ください。まず、第4条の2、退職被保険者の被扶養者の定義につきましては、退職医療制度の廃止から削ります。2ページも併せてご覧ください。

次に、第12条の3、基礎賦課総額につきましては、退職被保険者の制度から被保険者を一般被保険者と退職被保険者に区分しておりましたが、制度の廃止に伴い、見出し及び条文の一般被保険者及び退職被保険者等の区分を削り、同条第1号アにつきましては、療養の給付に要する費用及び入院時食事療養費や高額療養費等に関わる一般被保険者の区分の括弧書きを削り、同条同号イにつきましては、国民健康保険事業費納付金の退職被保険者に対する読替規定の条ずれから、法附則「第22条」を「第7条」に改め、同じく事業費納付金を県が行う国民健康保険の一般被保険者の区分を削り、3ページも併せてご覧ください。同条同号カにつきましては、その他国民健康保険事業に要する費用の入院時食事療養費や高額療養費等に関わる退職被保険者等の区分及び県が行う国民健康保険の一般被保険者の区分、また退

職被保険者に関わる事業費納付金の納付に要する費用の額を削ります。同条第2号イにつきましては、退職被保険者等に関わる読替規定の条ずれから、法附則「第22条」を「第7条」に改め、同条同号ウにつきましては、国民健康保険保険給付費等交付金に関わる退職被保険者等の療養の給付費等に要する費用を削り、4ページも併せてご覧ください。同条同号エにつきましては、その他国民健康保険事業に要する費用に関わる退職被保険者等の繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金を削ります。

第13条につきましては、見出し中の一般被保険者及び保険料の賦課額の一般被保険者の区分を削り、当該世帯に属する「一般被保険者」を「被保険者」に改め、世帯平等割額の一般被保険者及び退職被保険者等の区分の括弧書きを削ります。

第14条につきましては、見出し中の一般被保険者の区分を削り、基礎賦課額の所得割額の算定に関わる「一般被保険者」を「被保険者」に改めます。

6ページをご覧ください。第16条につきましては、見出し及び基礎賦課額の保険料率に関わる一般被保険者を削り、同条第2号につきましては、被保険者均等割基礎賦課額における「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第3号アにつきましては、世帯別平等割の区分に応じ定める「一般被保険者」を「被保険者」に改めます。

7ページから8ページをご覧ください。第16条の2から第16条の5の2までにつきましては、退職被保険者等に関わる条項を削除します。第16条の6につきましては、基礎賦課額に関わる一般被保険者と退職被保険者等の条項及び区分の括弧書きを削ります。第16条の6の2につきましては、見出し及び後期高齢者支援金等賦課額の一般被保険者の区分を削り、同条第1号につきましては、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に関わる県が行う国民健康保険の一般被保険者の区分を削り、9ページをご覧ください。同条第2号アにつきましては、退職被保険者等に関わる読替規定の条ずれから法附則「第22条」を「第7条」に改め、同条同号イにつきましては、その他国民健康保険事業に要する費用に関わる退職被保険者等の読替規定を削ります。第16条の6の3につきましては、見出し中の一般被保険者の区分を削り、また後期高齢者支援金等賦課額の当該世帯に属する「一般被保険者」を「被保険者」に改め、世帯別平等割額の一般被保険者と退職被保険者等の区分の括弧書きを削ります。第16条の6の4につきましては、見出し中の一般被保険者を削り、後期高齢者支援金等賦課額の所得割に対する「一般被保険者」を「被保険者」に改めます。

10ページも併せてご覧ください。第16条の6の6につきましては、見出し及び後期高齢者支援金等賦課額の一般被保険者の区分を削り、同条第1号につきましては、後期高齢者支援金等賦課額の所得割に関わる「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第2号につきましては、被保険者均等割に関わる「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第3号アにつきましては、世帯平等割の区分に応じ定める「一般被保険者」を「被保険者」に改めます。

11ページも併せてご覧ください。第16条の6の7から第16条の6の11までにつきましては、退職被保険者等に関わる条項を削除します。第16条の6の12につきましては、後期高齢者支援金等賦課額に関わる退職被保険者等の条項及び区分の括弧書きを削り、また限度額「220,000円」を「240,000円」に改めます。

12ページをご覧ください。第16条の7の第2号アにつきましては、介護納付金賦課額に関わる退職被

保険者等への読替規定の条ずれから、法附則「第22条」を「第7条」に改め、同条同号イにつきましては、その他国民健康保険事業に要する費用に関わる退職被保険者等の読替規定を削ります。第16条の13につきましては、賦課額の端数計算の退職被保険者等に関わる条項を削除します。

13ページから14ページをご覧ください。第19条第1項及び第2項につきましては、退職被保険者等に関わる条項を削除し、また第20条の3及び第20条の4の規定による基礎賦課額の読替規定及び特定対象被保険者等の基準日について、国が示す国民健康保険参考例から規定の整備を行うものです。

15ページから16ページも併せてご覧ください。第20条第1項につきましては、低所得者の保険料の減額の退職被保険者等に関わる条項を削除し、同条同項第2号につきましては、低所得者に対する保険料の5割軽減措置の対象世帯の所得判定基準「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号につきましては、保険料の2割軽減措置の対象世帯の所得判定基準額「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項につきましては、退職被保険者等に関わる条項を削除し、また保険料軽減措置に関わる後期高齢者支援金等賦課額の基礎賦課額「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第4項につきましては、退職被保険者等に関わる条項を削除するものです。なお、16ページの第20条の3から19ページの第20条の4までの条文整理につきましては、主に退職被保険者等に関わる条項を削除するものとなりますので、進めさせていただき、他の変更点といたしましては、18ページの上段をご覧ください。第20条の4の第3項で、出産被保険者の保険料の減額に関わる後期高齢者支援金等賦課額の基礎賦課限度額「220,000円」を「240,000円」に改め、18ページ下段及び19ページもご覧ください。同条第7項につきましては、出産被保険者の保険料の減額世帯に保険料の軽減措置が適用された場合に関わる後期高齢者支援金等賦課額の基礎賦課限度額「220,000円」を「240,000円」に改めるものとなります。

最後に附則となりまして、附則第1号では、施行期日を令和6年4月1日とし、附則第2項につきましては、経過措置でございまして、適用日以前の保険料につきましては、従前の例によるものを定めるものです。

最後に、タブレット資料07-2寒川町国民健康保険料条例一部改正（限度額、軽減判定の見直し）をご覧ください。こちらは参考資料といたしまして、条例改正の内容を図で示したものが2の改正の内容となりまして、賦課限度額を引き上げることで高所得層の賦課額が増え、中間所得層の負担軽減を図るものとなっております。また、5割と2割の軽減判定を見直すことで保険料が減額される対象者の拡大を図るものであります。なお、こちらの改正から3、改正に伴う影響見込みですが、令和5年度の賦課情報を基に計算いたしますと、上段の表、賦課限度額におきましては、限度額超過世帯数が21世帯の減少を見込んでおり、下段の表、軽減世帯におきましては、合計で44世帯の増加を見込んでおります。

説明については以上です。よろしくお願いします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 それでは、質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第15号 寒川学校給食センター条例の制定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、議案第15号 寒川学校給食センター条例の制定についてでございます。提案させていただいた寒川学校給食センター条例は、本会議でもご説明させていただきましたが、食育のさらなる推進につながるような施設運営を行うために、給食センター3階の食育ホールを公共公用による事業利用のみだけでなく、一般利用ができるように改正するものです。給食センターの運用開始とともに、3階食育ホールの運用も開始できればなかったのですが、食育ホールの運用につきましては、給食の提供と並行し、検討してきたこともあり、令和6年度からの運用とさせていただいたところでございます。

昨年12月会議の文教福祉常任委員会協議会において、方針、考え方のご報告、ご説明をさせていただきましたが、おおむねその内容での食育ホールの運用に向けまして条例の整備が必要になり、提案させていただくものになります。説明につきましては学校給食センター越原主幹から、質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、よろしくご審議の上お願い申し上げます。

【佐藤委員長】 越原主幹。

【越原主幹】 それでは、議案第15号 寒川学校給食センター条例の制定についてご説明いたします。本会議場で教育次長がご説明した内容と重なる部分がございますが、改めてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。こちらは寒川学校給食センター条例を、食育のさらなる推進につながるような施設運営を行うために、学校給食センター3階の食育ホールを公共公用による事業利用のみでなく、許可を受けた一般団体が使用できるよう全部改正するものでございます。使用に当たりまして使用料の負担を想定し、使用料を徴収するに当たりまして減免を実施することなど、申請許可と併せて条例の整備を行うものであります。

それでは、改正項目を説明してまいります。2ページ目でございます。まず、第1条と第2条でございますが、趣旨等の見直しに必要な条文修正追加といたしまして、現状の学校給食センターの位置づけといたしましては、教育施設のための位置づけでございますが、地方自治法に基づき広く町民が利用できるようにするため、食育推進という目的を加えまして、学校給食センターを公の施設として新たに位置づけております。

続きまして、第3条と第4条は、利用できる日時の条項追加といたしまして、時間は午前9時から午後5時まで、またセンター稼働日以外を休館日といたしますが、町事業などで必要性が生じた場合は、休館日でも対応できるように例外規定を設けます。

続きまして、第5条から第7条までは、使用許可等に関する条項追加といたしまして、使用許可は3階食育ホールの1区画に対して行うものとしまして、団体に対して行います。その団体の条件といたしましては、学校給食の理解促進、食育に関する活動を主とすること、5人以上の構成員で代表者が18歳以上であること、構成員の3分の2以上が町内に在住、在勤、在学であることです。使用の制限につきましては、公序良俗に反するおそれが認めれる場合などは許可をしない場合がございます。また、使用許可の取消しにつきましては、公共や公用の利用がある場合、条例や規則に違反した場合、条例違反や

不正な申請があった場合は取消しが行えるものいたします。

続きまして、第8条と第9条は、使用料及び減免の条項追加といたしまして、使用料は1コマ4時間で4,000円とし、利用区分は午前9時から午後1時までと午後1時から午後5時までの2区分といたします。

続きまして、附則でございます。こちらにつきましては、7月1日を施行日といたしますが、食育ホールの使用許可を受けるために必要な手続などの準備行為は、4月1日からできるようにいたします。こちらは予約開始については4月1日からできるものとし、使用料の徴収につきましては、7月1日の使用からとして、そこまでの3か月間は周知期間といたしまして使用料を賦課しないものいたします。なお、条例に基づいて詳細な手続事項、具体的には使用申請と使用許可、また減免の要件や手続方法、使用料の還付対象ですとか、申請や通知に必要な様式といったものにつきましては、こちらの条例とは別に条例の施行規則で規定するものいたします。

説明につきましては、以上となります。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

柳田委員。

【柳田委員】 今回施設の使用に関して詳細に規定を定めるために全部改正することで食育の推進を目的にするだけでなく、公共施設として評価する上でも稼働率が上がるという効果が出てくると思うんですけど、その上で2点お伺いします。1点目なんですけど、給食センター条例をつくって運営する中で、現在学校給食研究会というのがあると思うんですけど、そういったほかの自治体のセンター条例とか、給食センター条例とかを見ていくと、運営委員会などという明記がある自治体のほうが多いのかなと思うんですけど、実際寒川町も学校給食研究会というのがあるって、運営委員会などの組織に関して、今条例に定めるかどうか検討中であるのかどうか、検討中だから書かれていないのか、または実際に組織は存在しているけど、条例には定めないという判断なのかどうか1点目にお伺いします。2点目なんですけど、またほかの自治体の給食センター条例を見ていくと、上位法を最初のところに規定している自治体が調べる限りは多いんです。書かれていない自治体のほうが少数なのかなと、ここは自治体判断なので、いい悪いは置いておいて、寒川町の条例の中で例えばなんですけど、定めないというのが全ての上位法に関わるから定めなかったのか、または例えば地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条というのはほとんどの自治体でちゃんと明記されていたり、または学校給食法第6条というのが明記されていたり、自治体によるんですけど、書かれなかった理由というのは、全ての法律が関わっているから書かなかったのか、どういった判断だったのかという点で2点お伺いします。

【佐藤委員長】 越原主幹。

【越原主幹】 柳田委員の1つ目のご質問でございますが、運営委員会などの組織を定めるのかどうかというところであったかと思います。運営委員会につきましては、私もほかの自治体さんの給食センターの条例を拝見したんですけれども、直営でやっているところがなかなかなくて、大体委託でやっているところが多いかと思うんですけれども、そういった給食センターを拝見いたしますと、確かに運営委員会という体制を設けておりまして、それが条例の中に明記されていたんですけれども、寒川町は現在直営という形でやっておりまして、運営委員会方式をとっていないことから、今回の条例の中

には運営委員会という記述はございませんでした。

もう一つのご質問が、上位法に関わることだと思うんですが、こちらにつきましては、今回の条例の目的というのが、公の施設として定めないと一般の方のご利用ができないということで、現在ある給食センターの条例を全部改正して、ここに公の施設として定めて、それが利用できるようにするという趣旨で全部改正をさせていただくということで、その上位法については、こちらの改正をする中で記述はしていないという形になります。答えになっているか分からないんですけど、すみません。

【佐藤委員長】 井上主査。

【井上主査】 少し補足をさせていただきます。まず1点目、運営委員会を条例上に明記しなかったということは、従前よりご質問もいただいていた学校給食会というものを設けておりまして、その中でセンター整備に当たった段階からセンター整備運用に関する検討というところを設けておりまして、その下部として、センターの整備運営委員会というのを設けておりますので、基本的には現時点ではそれを準用する形で今後要綱で定めているところを教育委員会内でも見直し等を図って進めていきたいと考えているので、今回条例には記載していないというところになります。

2点目の上位法に関しては、地教行法ですと、あくまでその施設自体が公の施設にならないので、給食センターの3階を貸出しする根拠が、自治法の公の施設じゃなきゃ貸し出せないというところになりますので、その部分で一部の上位法だけ載せるというのが適切かという調整の中で今回は趣旨を載せて対応するという形をとりました。

以上になります。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

茂内委員。

【茂内委員】 条例の第4条なんですけども、先ほど休館日があるとおっしゃっていましたが、また休館日はもちろん使えないということだと思うんですが、これは食育ホールにも同じことが言えるのかということと、例えば例外で使える日があれば、食育ホールも一緒に使えるのかということがまず1点と、あと第5条なんですけども、構成員の3分の2以上の者がと書いてありますが、これはほかの公民館とかの施設も例えばサークルといいますか、そういうのをつくるときにも町民の方が入っているようにというのがあると思うんですけど、それと同じような考え方なのでしょうか。

【佐藤委員長】 越原主幹。

【越原主幹】 茂内委員の2つのご質問の1つ目が、休館日に食育ホールなどの利用もできるのかできないのかというご質問かと思うんですが、第4条第2項になってくるかと思うんですが、先ほどご説明の中で触れさせていただきましたが、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは休館日を開館にしたり、逆に開館日を休館にすることができるとさせていただいておりますが、こちらにつきましては、町の事業ですとか、そういった利用の場合に対応できるように第2項を設けましたので、その辺は必要に応じて対応してまいりたいと思っております。

また、続きまして、2つ目のご質問が、第5条の構成員の3分の2以上が町内に在住、在勤、在学というところであるかと思うんですが、できるだけ広く食育に関することで利用していただきたいなと思うんですが、例えば町外の団体さんであったり、どこまでも際限なくというところでは

なく、あくまで町内在住、在勤、在学で主に町内に拠点を置いて活動していただいている団体さんのご利用ということで、こういった形をとらせていただいております。

【佐藤委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 休館日の利用については分かりました。構成員なんですけども、寒川の給食センターができて、結構いろんな方から、どんなところなのかとか、使うことができるのかというご意見をいろいろいただく中での質問だったんですけども、寒川町の給食センターは、見せていただいて、とてもすばらしいもので、寒川町のシンボルといいですか、目玉になるといいですか、それぐらいのものだと思うんですね。そんな中で、食育のホールを、もちろん町内の方が使うというのは一番いいことだと思うんですけども、他の市の方が寒川のホールを使いたいというときに、壁が低いといいなと思ったりしたので、もし今後利用したいなという方がいらっしゃったら、町としてはどうかなと思ひまして、お聞きしたんですが、いかがかなと思います。今の段階ではどうか教えていただければと思います。

【佐藤委員長】 越原主幹。

【越原主幹】 茂内委員からのご質問でございますけれども、まずは4月1日からは、こういった条件で進めたいと考えていたんですけども、今後利用が始まりまして、どんな団体が利用するのか、また現在でも把握しているところはありますけれども、実際に運用して見えてくる部分もあるかと思ひますので、それにつきまして、運用を始めて状況を見て、また改めて考えていきたいなと思ひます。ありがとうございます。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、一番最後のページ、ホールの使用料のことが書いてあるんですけど、午前の1コマで4,000円、午後1時から5時で4,000円ということですけど、これに関して単純に4時間で4,000円ということですけど、1時間当たり1,000円ということになりますけど、これに対して利用料の根拠はどうなっているのかお聞きします。また、似たようなのが調理の関係で、町内の公の施設であるのは南北の公民館にも調理用の施設があると思うんですけど、そことの比較というのかな、公民館でどれぐらいの利用料を取っているのか、その関係でお聞きします。あとそれと減免のことがありましたけど、これに対しても減免制度の対象者というのはどういう方たちになるのかお聞きします。

以上です。

【佐藤委員長】 越原主幹。

【越原主幹】 山田委員からの1つ目のご質問が、使用料の根拠だったかと思ひます。こちらにつきましては、使用料の算定基礎は、私のほうではほかの自治体さんですとか、周りの使用料とか、算定根拠というのを調べまして、今細かく説明いたしますと、1平米当たりの1時間の使用料単価というのを計算しておりまして、それが原価、人件費とか、あとそれを造るのにかかった費用ですとか、原価掛ける受益者負担割合、割る貸出し対象床面積、掛ける年間貸出し可能時間で計算しまして、原価っていうと、本体工事費と、あと附帯工事費、あと事務機器等の設置工事、床面積は大体186平米くらいなんですけれども、それを掛けまして、償却期間を考えたりしまして、年間貸出し時間は大体240日掛ける8時間

くらいを考えていたんですけども、それで計算しますと大体1時間当たり1,000円ぐらいになりまして、それで4時間で4,000円という根拠になってございます。

続きまして、北部公民館と南部公民館にあるほかの調理施設の使用料ですか。詳細な使用単価までは私は、今手持ちで詳細な、ごめんなさい。北部と南部につきましては、使用料はかかっていないと伺っております。

続きまして、3つ目が、減免の対象ということなんですけれども、こちらにつきましては、例えば町の事業につきましては、もちろん減免して、ほかに町が例えば共催ですとか、後援をしたりするような事業につきましては、もちろん減免の対象になってくると想定しております。

以上になります。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、ホールの利用料の根拠ですけど、いろいろと建物の建設費用からいろいろと算定したという感じだと思うんですけど、これに関して実際は、先ほどありましたけど、240日の8時間でほぼフルに使うという設定で出されたのかなと思いますけど、4月以降どれだけの利用者がいるのか、なかなかそれはまだこれからのことだと思いますけど、算定基準に関しては分かりました。あと、公民館に関しては利用料はゼロということで、分かりました。あと減免の対象で町事業とあと共催という形があるということですけど、これに関して学校の関係とか、あと学童クラブとか、そういうところも対象に、放課後児童クラブとか、そういうところ、そういう団体も減免の対象になるのかというところをお聞きます。

以上です。

【佐藤委員長】 越原主幹。

【越原主幹】 今の山田委員のご質問が、学童クラブなども減免の対象になるかということだったかと思いますが、現在のところ対象になってくるようなものだと考えてございます。第5条に明記しておりますけれども、学校給食に対する理解促進ですとか、食育に関する活動を行っているというところで、対象になるものかと思います。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

吉田委員。

【吉田委員】 1点質問させていただければと思います。そもそも公共施設、学校給食センターの、ここで条例を改正しないと、これからどう運営していったのかというところも、まずできないと思いますので、この場においていろいろ細かいことはどうなるんだと聞くつもりはございません。ここで通ってから決まってくるんだらうなと思いますけれども、今後の運営の規定ですよね。先ほどのフォーマットであったり、大体のことは前回の議会の12月4日にありました協議会の中であった報告書のとおりまとめられているかなと思いますので、内容に関して細かいことを言うことはございませんけれども、フォーマットであったり、申請の際の、がどういう形になってくるのかであったり、設備の使用ですね。電子レンジであったり、洗浄機とか、包丁とか、いろんな細かい機器もあると思いますので、そういった運営規定的なものというのは、これから見えてくるんでしょうかという点だけ確認させていただければと思います。

【佐藤委員長】 越原主幹。

【越原主幹】 今の吉田委員のご質問が、今後の運営の規定のようなものがあるのかどうかというご質問だったかと思うんですけども、今回条例を議会で審議していただきまして、もし条例が制定されれば、それに付随しまして教育委員会の規則として条例の施行規則というものを定めまして、申請の手続ですとか、減免の手続方法ですとか、申請に必要なものですか、許可に必要なもの、あるいはこういう場合は還付するとか、還付しないとか、そういったものも細かくそちらで決めていく予定であります。

以上です。

【佐藤委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 ここが通ってから固まってくるものだろうなと思っていますので、そこに関しては深く突っ込みませんけども、先ほど茂内委員からもご質問がありましたけれども、いろんなところから使いたいというお声は上がっているんだろうなということは想定できますので、皆さんとこれから使用していく中で見えてきたもの、固めておいたほうがいいもの、あやふやになっているもの等が明らかになるような形で、どんな団体がどういうふうに使えるのかというのが分かるような規定をどこかで示していただけるよう、期待しながら特に答えは求めませんが、意見は終了させていただきます。

【佐藤委員長】 越原主幹。

【越原主幹】 ただいまの吉田委員のご質問は、どういった団体が使えるか、そういったところになってくるかと思うんですけども、先ほどの説明と重複するところもあるかもしれませんが、まずは4月1日より一般の団体の利用を始めてみまして、使用の許可につきましては、先ほどご説明しましたとおり、第5条の要件に該当する団体とさせていただくんですけども、実際に運用を始めまして、どういった団体さんの利用が始まるか見えてくるかと思いますので、第5条第3項に、管理上必要があると認めたときに条件をつけることができると書いてございますけれども、今後利用が始まって、実際走らせて見えてきて、その上でまた考え直していくところも、見直していくところも出てくるかと思うので、そういうことがございましたら、また議会にお諮りいただきながら見直すところは見直していきたいと思っております。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

関口委員。

【関口委員】 今回の条例の関係につきましては、学校給食センターの3階をどのように利用して食育を推進していくかということになるんだろうと思うので、そういった意味では現状での条例については、こういう形でよろしいのかな、あとは先ほども主幹から話がありましたように、この後いろんな形でもって要綱なり基準なりをいろんな形につくって、さらなる細かい展開をしていってもらえればなと思っています。ただ、あれだけすばらしい給食センターができたわけですので、これは本当に誇れる給食センターだと思いますけども、今ここで言われている3階を利用してだけの食育ということ、3階だけでもって展開していくというだけじゃなくて、今こそ寒川町全体で食育を本気になって考えていってもらいたいなと、要するにおじいちゃんからおばあちゃんから子どもまで、学校だけの食育じゃなく

て、全体の食育というものを考えて、このセンターを中心にしてやっていくということが必要なんじゃないか、小ぢんまりとした食育じゃなくて、そういう形でもって食育を展開していただいて、健康にという、ここに焦点を合わせた上での食育に持って行ってもらいたいな、生産者から食べる方から全てをひっくるめての、4万8,000人の食育というものを、そういうところに視点を置いて展開していただけるとありがたいなと思っています。そういった意味では食育研究会があつて、いろんなところでもって議論されていくだろうと思いますし、また3階でやっていく中での運営状況も教育委員会であつたり、研究会であつたり、いろんな議論がされていくとは思いますが、さらにこれから先の展開になると思いますけども、この条例を制定して運用していく中で、もう一步高めの食育審議会みたいなものを設けて、寒川全体の食育を考えながら、さらなる給食センターの発展を考えるという大きな観点からの食育というものを捉えていただきたいなと思いますので、その辺について、この条例について、一つ一つの事については、これから動き出すのに要点を押さえていると思いますので、そういった意味ではこれから先のさらなる展開を進めていく上で2段階、3段階を踏まえた上での展開をしていただきたいと思いますけども、その辺について具体的なものはいいですので、考え方だけをお聞かせ願いますか。

【佐藤委員長】 水越教育施設給食課長。

【水越教育施設給食課長】 給食センターに対して非常にご期待をいただいているご質問だと思います。先ほど来茂内委員さんだったり、吉田委員だったり、もっと広く使えるような考えはというご質問はあつたかと思いますが、今、関口委員からお話もありまして、私もここに至るまで給食センターの特に3階についても、使い方のプランをご説明してきて、今現在条例でうたっているよりもう少し広い構想ということでお話ししてきたかと思います。ただ、今まだお認めいただいていない条例でございますけれども、まずはここで大分絞った形でご提案させていただいております。というのも、まずは給食の安全安心をしっかりと、そこに注力して、となると、3階の幅広い利用は、まずはこの形でご利用していただいて、安全を一つ一つ確認して、その辺がクリアできて次の課題をクリアして、広く皆さんに使っていただくことが着実な道かなということで、ここで可決いただいていない条例をまたこの後変えるつもりですと申し上げにくいところでもありますけども、その辺を一つ一つクリアして、またご提案させていただいて、食育ホールという名前のとおり食育を広く展開していきたいと考えていますので、またその準備が整いましたらご提案させていただきたいと思っています。その際はよろしく願いいたします。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定

でございますけれども、討論のための休憩も、1時間半程度たっているところでございますけれども、その辺はいかがいたしましょうか。

(「休憩」の声あり)

【佐藤委員長】 じゃ、15分ぐらいでいいですかね。50分に再開したいと思います。
暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。議案第16号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号 寒川町介護保険条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 では、議案第18号 寒川町介護保険条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。3年ごとの見直しで今回10段階から13段階に広がり、低所得者の保険料は軽減されていますが、全体としては保険料は増えています。町として基金の繰入れを行って努力はしていますが、国の責任として介護保険料の負担軽減をすべきだとして、議案第18号 寒川町介護保険条例の一部改正については反対といたします。

【佐藤委員長】 次に、賛成討論のある方。

橋本副委員長。

【橋本副委員長】 議案第18号 寒川町介護保険条例の一部改正について賛成の立場で討論いたします。今回の提案理由は、介護保険の第1号被保険者に関わる保険料を改める提案となっております。少子高齢化の進展に伴い介護を受ける方が増加する中、高齢者の相互扶助及び介護現場の職員処遇を含め、健全運営をしていく上での保険料増加は避けられない面もあります。町として4億3,000万円を超える準備基金を崩して対策を講じている面もあり、保険料上昇を抑えている面からも、今回はこの議案に関して賛成といたします。

【佐藤委員長】 他に討論はございませんか。反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号 寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例の制定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号 寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例の制定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号 寒川町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の制定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号 寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号 寒川学校給食センター条例の制定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前10時58分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長